

(素案)

第 3 次山北町教育大綱

～山北町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱～

令和 6 年 3 月
山 北 町

第1章 総論

1. 策定の背景

2015年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されるとともに、教育、学術及び文化振興に関する総合的な大綱を定めることが義務付けられました。

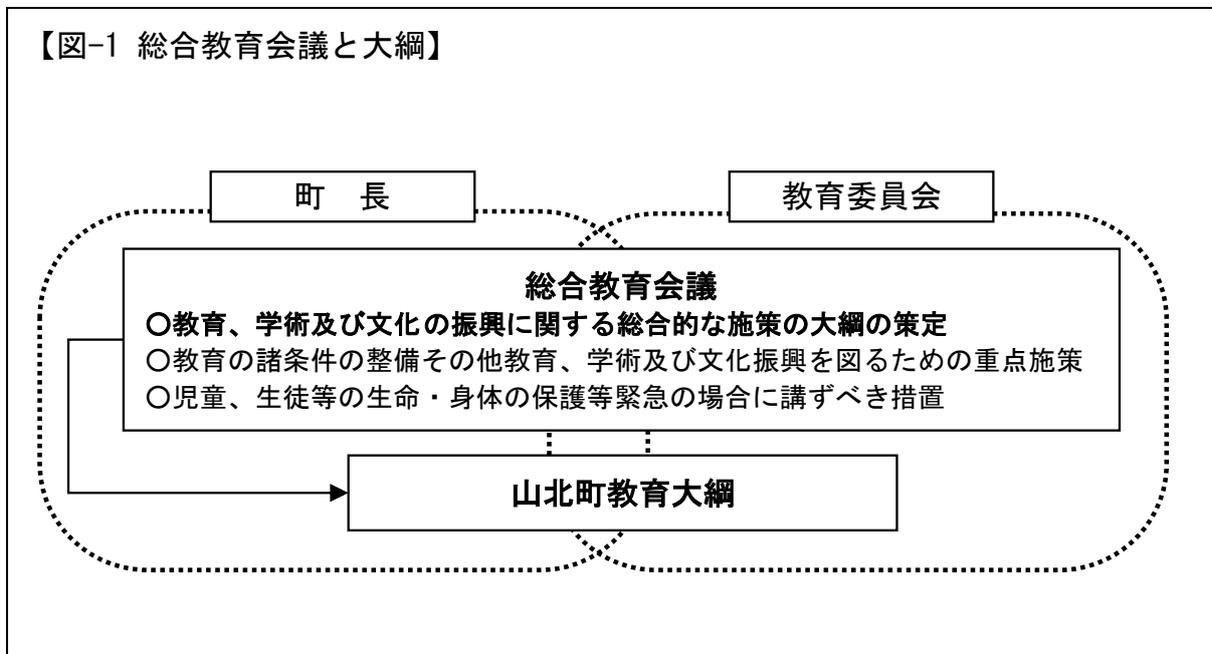
このような中、本町では、2015年度に町長と教育委員会との連携をさらに深めるとともに、教育行政に関する諸課題の協議・調整の場として「山北町総合教育会議」を設置し、「山北町教育大綱（計画期間：2016～2018年度）」を策定しました。

その後、2019年3月の山北町第5次総合計画後期基本計画の策定に合わせて、「第2次山北町教育大綱（計画期間：2019～2023年度）」を策定し、大綱に定められている基本目標の実現に向けて取り組んできました。

なお、この大綱については、2022年2月に策定された山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育」基本方針を踏まえ一部改訂しました。

そして、現行大綱は、2023年度が計画期間の最終年度となるため、山北町第6次総合計画と整合性を図り、「第3次山北町教育大綱」を策定しました。

【図-1 総合教育会議と大綱】

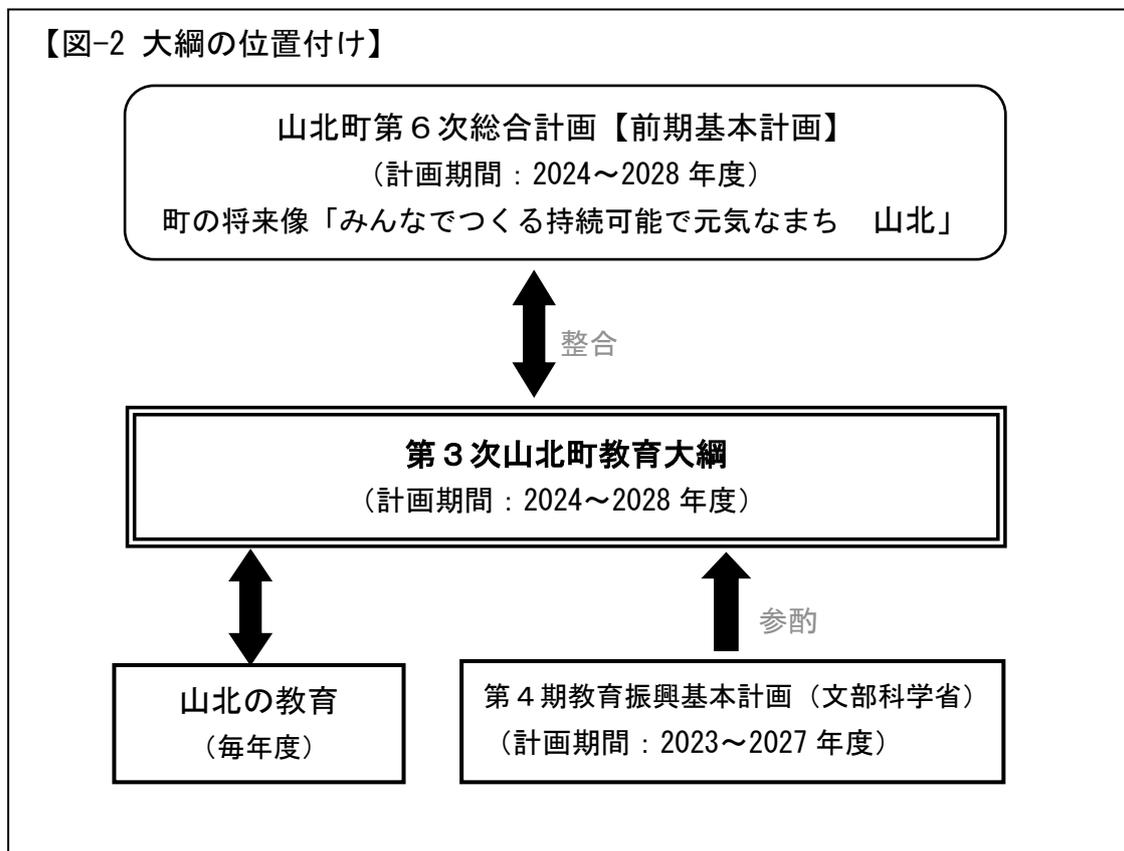


2. 大綱の位置付け

山北町教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されている大綱であり、本町の最上位に位置付けられる計画「山北町第6次総合計画」と整合性を図り、教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の方針を定めたものです。

この大綱により、本町がめざす「教育と文化を生かした持続可能なまちづくり」の方向性を明らかにし、学校・家庭・地域が連携を図り、町民総ぐるみによる教育を進めます。

なお、策定にあたっては「かながわ教育ビジョン」を踏まえるとともに、文部科学省の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しました。



3. 計画期間

「山北町教育大綱」は、中長期的な教育・文化分野の施策方針を明らかにする性格を有することから、山北町第6次総合計画前期基本計画の計画年次と整合性を図り、2024年度からの5年間を計画期間とします。

なお大綱は、計画期間内であっても、必要に応じて変更することができるものとします。

4. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」（エス・ディー・ジーズ）という。）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

地方公共団体において、近年の複雑化・多様化する行政課題に対応し、持続可能なまちを目指していくためには、SDGsを統合的解決の視点から正しく理解し、達成に向けて具体的な取り組みを進めていくことが重要であり、本町においても、総合計画をはじめ各種計画の政策や施策を通じて、SDGsの達成に向けた取り組みを推進しています。

本教育大綱についても、SDGsの考え方を取り入れて策定しています。



第2章 大綱の基本目標と重点取り組み

人口減少・少子高齢化、社会のグローバル化やデジタルによる技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、社会を取り巻く環境が著しく変化しております。こうした急速な社会変容にも的確かつ迅速に対応していくとともに、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を旗印として、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指していくことが求められています。

このようにめまぐるしく変化する社会を展望するうえで、教育の果たす役割は、ますます重要になっており、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、極めて重要な役割を有しています。

本大綱では、将来の予測が困難な時代において、本町の教育政策の目指すべき3つの基本目標と目標を達成するための9つの重点取り組みを次のとおり定めます。

基本目標1 人間力と社会力を育成する教育の推進

「0歳から15歳までの一貫教育・保育」を推進し、社会の中で他者とよりよく関わりながら、自分らしく生きることができる人間力と社会力を育成します。また、学校・家庭・地域が連携して、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

《重点取り組み1》 乳幼児教育・保育

◆基本方針

山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」に基づき、総合的な支援を推進します。また、「山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」により、幼保施設の維持管理等の方向性について検討します。

◆主な施策・事業

(1)多様なニーズに対応した教育・保育環境及び内容の充実

- ・やまきたこども園と向原保育園の円滑な運営を図り、待機児童ゼロを維持します。
- ・3園運営協議会に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働本部として家庭・地域との連携を強化します。
- ・小学校との連携・交流を深め、生活や学びの連動性を重視した教育を進めるため、教育専任指導員を配置します。
- ・向原保育園の移転をはじめ、教育・保育環境の課題整理や、施設維持管理の方向性を検討します。

(2)家庭教育・保育の充実

- ・行事において保護者の参加機会を増やすなど、家庭との連携を深めます。
- ・園施設を子育て相談や保護者交流、情報交換する場として提供します。

《重点取り組み2》 小学校・中学校教育

◆基本方針

山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」に基づき、5歳までの育ちを継続して安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

◆主な施策・事業

(1) 学校施設等の整備

- ・長寿命化計画に基づき、学校施設の大規模改修工事などの施設整備を行います。
- ・安心、安全でおいしい学校給食を提供するとともに、給食費の一部補助や無償化について検討します。
- ・ICT教育を推進するため、ICT支援員配置の充実を図るとともに、パソコン等ICT機器を順次更新します。

(2) 教育内容の充実

- ・「山北スタンダードカリキュラム」等に基づいた実践教育と検証に取り組むとともに、園・小・中学校の接続と連携を重視した系統的な教育を推進します。
- ・正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食文化と生産・流通等の正しい理解を深め、食に関する指導を進めます。
- ・授業力の向上を目指すため、教育専任指導員を配置するなど、校内研究会の充実を図り、教職員の資質・能力を高めます。
- ・「やまきた学び」を中核として、地域の特色ある学びと豊かな体験活動をとおして郷土に愛着をもち、歴史と伝統文化を尊重する心を育成します。
- ・学校運営協議会に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働本部として地域とともに子どもたちを育む体制を推進します。

(3) 社会の変化に対応した教育の充実

- ・情報モラルを身に付け、情報手段の適切な活用を図るため、情報活用能力の向上を図ります。
- ・国際理解教育を推進するため、外国人補助教師（ALT）等を活用した学習環境を整備するとともに、実用英語技能検定の検定料補助により受検を促進し、英語力の向上を図ります。
- ・森林と清流などの地域資源を生かした森林環境教育の教材開発と体験学習を推進します。
- ・職場見学・体験活動によりキャリア教育を推進します。

(4) 支援教育の充実

- ・障がいのある子どもや、支援の必要な子どもの個性や能力を伸ばすインクルーシブ教育を進めます。
- ・家庭の状況に応じたきめ細かな相談・指導体制の充実を図るため臨床心理士等の配置を行います。

- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCORO プラン」の一環として、教育支援センターの活動とその内容の充実を図ります。

《重点取り組み3》 地域教育力

◆基本方針

地域や県立山北高等学校、鹿島山北高等学校との交流と連携をより一層深めます。また、相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着し開かれた学校づくりや子育て支援に取り組みます。

◆主な施策・事業

(1) 交流の促進

- ・県立山北高等学校における探究的な学びと地域振興を推進するための支援を行います。
- ・県立山北高等学校や鹿島山北高等学校と地域、スポーツ・文化活動による交流を促進します。
- ・部活動地域移行推進協議会を開催し、山北町の実態に合った部活動の地域移行の在り方や方向性を検討していきます。
- ・町の各種事業への協力や参加により、子どもたちの地域学習を推進します。

(2) 就学の機会の充実

- ・進路選択のために、生徒のニーズに応じた情報提供、進路相談に努めます。
- ・就学支援制度や奨学金制度の見直しを行い、経済的に支援の必要な児童・生徒の就学機会の増に努めます。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

- ・放課後の児童の居場所づくりや異年齢交流を図るため、放課後児童クラブ(学童保育)と連携を図りながら放課後子ども教室を実施します。
- ・国の定める放課後子ども総合プランや基準を踏まえた学童保育の水準を確保するため、専門的な知見を有する運營業務の受託者の選定に努めます。

《重点取り組み4》 青少年の健全育成

◆基本方針

学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の機会を提供し、郷土愛を育むと同時に青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

◆主な施策・事業

(1) 交流の促進

- ・地域人材の育成・活用推進事業の充実に努めます。
- ・ライブ・イン・山北や野外活動研修といった学校や地域の行事など、青少年と地域との交流を促進します。

(2)活動の支援

- ・青少年健全育成会・青少年指導員協議会の活動を支援するとともに、青少年問題協議会を開催し青少年の健全な育成を図ります。
- ・青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援するとともに、活動の場所の確保を図ります。
- ・青少年健全育成大会の内容の充実を図るとともに、青少年指導者の支援・育成に努めます。

基本目標 2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動によるまちづくり

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学習機会の充実や学びの場の提供などを図ります。

また、子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。自発的で活発な文化活動の支援や発表の機会の充実に努めるとともに、地域特有の文化遺産や歴史に親しめる環境づくりを進めます。

《重点取り組み 5》 生涯学習

◆基本方針

山北町教育大綱に基づき生涯学習推進プランを策定し、町民のライフステージに応じた学習機会を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

◆主な施策・事業

(1)生涯学習の総合的な推進

- ・地域住民の学習需要を的確に捉え、多様な講座・教室を開催できるよう学習機会の充実に努めます。
- ・生涯学習推進協議会の開催などを通じ関係団体との連携を強化し、全町的な視点から推進方策を検討します。
- ・生涯学習支援者バンクの活用による指導者・ボランティアなどの育成・確保を進めます。

(2)生涯学習センターの充実

- ・読み聞かせ、紙芝居、コーラスなどのボランティア団体の拠点作りや情報交換等の活動支援を行います。
- ・町民文化祭と生涯学習センターフェスティバルを開催し、地域の文化・芸術活動を支

援します。

- ・寄席やコンサートなどを定期的に開催し、地域住民に優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
- ・Web予約や蔵書検索機能の充実や図書館相互貸借を活用した利便性向上に努めるとともに、電子図書館を通じて園・学校などと連携し日常的な読書活動の推進に努めます。

《重点取り組み 6》 生涯スポーツ

◆基本方針

子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会を提供し、「レッツ・エンジョイ・スポーツ」がコンセプトである生涯スポーツ推進プランに基づく生涯スポーツの振興を図るとともに健康づくりに貢献します。

◆主な施策・事業

(1) スポーツ活動の推進

- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体、青少年スポーツクラブの活動を支援します。
- ・スポーツ推進委員や青少年スポーツ指導者の研修の実施や活動の場の確保を図ります。
- ・「やまきたスポーツの秋祭り」を開催し、町民の健康・体力づくりを推進します。

(2) スポーツの場の整備と活用

- ・パークゴルフ場の芝や設備などの維持管理に努め、町民の利用促進を図ります。
- ・旧山北体育館の代替施設の建設を行い、建設後は利用促進を図ります。
- ・カヌーのまちづくりや丹沢湖の湖面を利用したスポーツを推進します。

《重点取り組み 7》 文化活動

◆基本方針

町民の自主的で活発な文化活動を促進していくため、文化団体等の活動の支援や町民の鑑賞の機会を提供するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な推進を図ります。

◆主な施策・事業

(1) 文化活動の推進

- ・地域の各種文化団体、サークル等の自律的かつ持続的な文化活動を支援します。
- ・ホームページやSNS、動画配信サービスなどを活用した町の文化情報発信の充実を図ります。

(2) 文化財の保護と活用

- ・歴史を学び、当時を体験できる空間として県指定史跡河村城跡を整備します。
- ・「山北のお峰入り」「室生神社の流鏝馬」「世附の百万遍念仏」「川村囃子」「白簾神社

- 祭り囃子」などの無形民俗文化財の保存・継承を支援します。
- ・ユネスコ無形文化遺産に登録された「山北のお峰入り」をはじめ文化財を生かしたまちおこしを支援します。
 - ・文化財についてわかりやすい情報を発信するためにホームページや動画配信サービスなどを活用します。

基本目標 3 人権を守り共生社会を実現するまちづくり

すべての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支え合うことができるよう、人権教育や啓発活動を行います。

また、性別に関係なく、その人の個性、能力を十分に発揮することができ、就業や地域活動等あらゆる分野に参画できる環境づくりを進めます。

《重点取り組み 8》 男女共同参画社会

◆基本方針

男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

◆主な施策・事業

(1) 男女共同参画社会の推進

- ・町が設置する審議会などへの積極的な女性の登用を図り、多様な分野に女性の視点を反映させ、女性の社会参加を促進します。
- ・学校の教育活動全体をとおして児童・生徒へ男女共同参画の意識づくりを進めます。

《重点取り組み 9》 人権

◆基本方針

国籍の違い、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人々が互いを認め合い尊重する人権のまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

◆主な施策・事業

(1) 人権を守るまちづくりの推進

- ・多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民への啓発活動を継続して実施します。
- ・人権擁護委員と連携して人権相談体制の充実を図ります。

- ・自治会、議会、教育機関等の関係団体で構成される人権・同和啓発推進協議会を中心に、人権推進体制の充実に努めます。